

3-7 品確法の施行、推進のトップリーダーを任される

1. 立場と仕事

地方建設局（整備局）に入り 37 年目のこと。一貫して道路畑を歩み、事務所長等の経験も積み、整備局の企画部において、円滑な公共事業執行を推進するための指針策定、企業評価等を行う総括責任者の任にあった。

2. 遭遇した事態

2005 年 4 月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（「品確法」）が施行され、それまでの価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換が行われることとなった。品確法の中心的な施策は、総合評価方式の普及、拡大、企業の技術力等の審査・評価の適切な実施等であった。

これを受け、整備局では直轄工事への総合評価方式の適用拡大を図ることとなり、その円滑な実施のために総合評価ガイドラインの早期整備に取り組むこととなった。また、整備局管内の自治体に「品確法」の理念の浸透を図り、総合評価方式の導入等の施策の推進を促すことも重要な取り組みであった。これらの取り組みに対し、私は職責上、整備局におけるトップリーダーとして采配を振るうこととなった。

3. 対応内容とその結果

私は、早速、総務部、河川部、道路部及び営繕部の関係部所の担当者を集め企画部にプロジェクトチームを立ち上げ、整備局の総合評価ガイドラインの整備に向けての議論を始めた。工事・工種別に評価項目、評価方法、得点配分、評価結果等の取扱いについて議論した。議論を進める上で、長いキャリアの中で数多く建設工事の契約、監督、検査等の実務を経験し、「コスト管理」、「品質管理」等の問題に向き合ってきたことが役に立ち、リーダーシップを発揮することができたと考えている。

プロジェクトチームの検討成果をとりまとめ、局長以下による整備局の幹部会においてオーソライズを図り、整備局のガイドラインの素案を作成した。

苦勞の多かったのは、学識経験者、専門家、関係行政機関の委員からなる「総合評価委員会」を設立し、委員会にガイドライン素案についての意見を伺うことだった。これは局内調整も多く、多くの時間を費やした。私は、委員に意見を伺うにしても抽象論では難いだろうと考え、素案に従って実際に 9 件の工事について総合評価方式の審議をしてもらった。この結果を踏まえ素案の内容は適切なものである認められるところとなった。このようにして、2005 年度の初版となる総合評価ガイドラインを策定し本格運用を開始した。さらに、その後、一般競争入札方式を行う工事のみならず、技術的な工夫の余地が少ない工事を含め簡易な施工計画等で評価する「簡易型総合評価方式」を導入するなどにより、積極的に総合評価方式の適用拡大を進めていった。

また、管内自治体への働きかけについては、管内の県、市町村の職員を対象にした技術講習会に積極的に出かけ、品確法の理念を説き、整備局の取り組みを紹介しながら、それぞれの自治体における総合評価方式の普及等の施策推進を呼びかけた。